

暴風警報・特別警報発令時・大地震等緊急時の登下校について

1 「暴風警報」発令時の対応について

- (1) 登校する以前に、「春日井市」に暴風警報が発令されている場合（または、「愛知県全域」「愛知県西部」「尾張東部全域」に発令されている場合）

状況	対応	給食	備考
午前7時までに警報が解除された場合	平常通り授業を実施します	○前日中に給食中止を決定したとき→ 非常用給食 ○前日中に給食中止を決定しなかったとき→ 給食あり	※ 暴風警報が解除され、授業が行われる場合でも、通学路の冠水等により登校が危険なときは、登校させないでください。
午前7時から午前11時の間に警報が解除された場合	5限より授業を行います	○家で昼食をすませる	通学班登校。 集合場所を午後1時に出発 ※ 通学路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときは、登校させないでください。
午前11時をすぎても解除されない場合	当日の授業を中止します		

* 台風の強さや進路からみて、翌日の登下校に危険が及ぶと予想される場合、春日井市教育委員会が前日に休校を決定する場合があります。

- (2) 登校後に、「春日井市」に暴風警報が発令された場合
学校待機とし、全員引き取り下校とします。

* 通常は、上記の対応ですが、給食の取扱いや日課の関係で対応が変更となる場合は、文書・学校ホームページ・Home&School 等でお知らせします。

東野小学校ホームページ <http://www.kasugai.ed.jp/higashino-e/>

2 「特別警報※1」または「警戒レベル4以上※2」が発表された場合の対応について

※1 豪雨・洪水等による災害の危険性が著しく高まっている際に発令されます。（大雨「特別警報」、暴風「特別警報」等）

※2 「警戒レベル4以上」とは、避難指示（対象地域の方は全員速やかに危険な場所から避難する）や緊急安全確保（既に災害が発生しているか又は災害が発生直前である、確認できていないもののどこかで既に発生しているもおおしくない状況で、命が危険な状況であり、直ちに安全な場所で命を守る行動をとる）の段階にあたります。

- (1) 児童が登校する以前に「愛知県全域」「愛知県西部」「尾張東部全域」「春日井市」に特別警報が発表されている場合、または「春日井市」において「警戒レベル4以上」が発表されている場合

- ① 午前7時の段階で「特別警報」「警戒レベル4以上」が発表されている場合は休校となります。午前7時までに解除された場合は、通学団で登校し、通常通り、授業があります。
- ② 解除後の学校再開の日時については、学校ホームページ・Home&School でお知らせします。Home&School の登録がお済みになっていないご家庭は、この機会に是非ご登録をお願いします。
- ③ 学校再開の連絡をさせていただいた際、通学路の冠水や河川の増水等により、登校が危険だと保護者の方が判断された場合は、登校させないでください。その場合は、必ず学校へご連絡ください。

- (2) 児童の登校後に、「愛知県全域」「愛知県西部」「尾張東部全域」「春日井市」に特別警報が発表された場合、または「春日井市」において「警戒レベル4以上」が発表された場合

- ① 午前7時から本校の始業時間（8：20）までに「特別警報」「警戒レベル4以上」が発表された場合も休校です。この場合、児童がすでに登校してしましたら、「学校待機」とします。
- ② 発令後、即時に授業を中止し、児童を校内の安全な場所で待機させます。

- ③ その後、「特別警報」「警戒レベル4以上」が解除されても、引き続き校内に待機させ、児童の安全を確保します。
- ④ 「特別警報」または「警戒レベル4以上」の解除後、学校ホームページ・Home&School でご連絡させていただく時間に「お迎え」をお願いいたします。
- (3) 「春日井市」において「警戒レベル3以下」が発表された場合
平常通り授業を実施します。

3 震度5弱以上の大地震が発生した時の対応について

- (1) 児童が登校する以前に発生した場合
学校は休校とします。また、児童が勝手に外出するなどの危険なことがないようにご注意ください。
- (2) 在校中に発生した場合
児童を学校で待機させます。揺れや大きな余震の危険が収まり次第、安全を確認しながら保護者もしくは代理の方のお迎えで引き渡しをお願いします。
- * 発生の場合は、停電などが発生し、状況によっては、学校ホームページやHome&School 等でお知らせできない場合もありますのでご注意ください。
- * 災害に備え、以下の点について児童とよく話し合っておいてください。
- ・通学路の安全
 - ・緊急避難場所
 - ・家族が離れているときの待ち合わせ場所等

4 南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対応について

春日井市の防災計画にもとづき、別紙のような対応をします。

5 その他(大雨・洪水・大雪警報、強風・大雨・洪水注意報等の場合)

- (1) 暴風警報、特別警報、警戒レベル以外の警報発表時は、平常通り授業を行います。
ただし、通学路・自宅付近の状況（出水・塀の倒壊・電線の切断等）により、登校させるには危険だと判断される場合は、学校へ連絡し自宅待機をさせてください。登校を見合わせた際の連絡は、Home&School の欠席・遅刻・早退等連絡をお願いします。
- (2) 登校後でも、通学路・自宅付近等で危険な状況が発生した場合には、下校に備え、状況を学校までお知らせください。
- (3) 地域に異常事態・事故発生の場合は、速やかに学校まで連絡してください。

学校電話番号 0568-84-6911

6 「児童引き渡し」について

* 引き渡しは、必ず学校職員の確認を受けてください。黙って連れて行かないようにお願いします。電話等での問い合わせは、スムーズな下校の妨げや混乱の元となることが予想されます。極力お避け下さい。児童の安否等は、原則来校して確認してください。

(1) 大地震発生時

- 原則、運動場で引き渡しをします。ただし天候等により教室で行うこともあります。
- きょうだいがいる保護者の方は、一番下のお子さんのクラスのところにお並びください。
(上のお子さんは、一番下の学年のお子さんの所に移動しています。)

※雨天により教室での引き渡しとなった場合は、きょうだいそれぞれのクラスで引き渡しを行います。

(2) 暴風警報・特別警報・レベル4以上の防災情報発表時

- 「引き渡し」は、教室で行います。尚、自動車でのお迎えの方は、近隣の迷惑にならないよう、東門から校内へお入りください。一方通行で、正門から出てください。

※登校前に警報等が出ていなくても、大雨等で登校が危険と考えられる場合は、保護者様の判断で登校を見合わせてください。

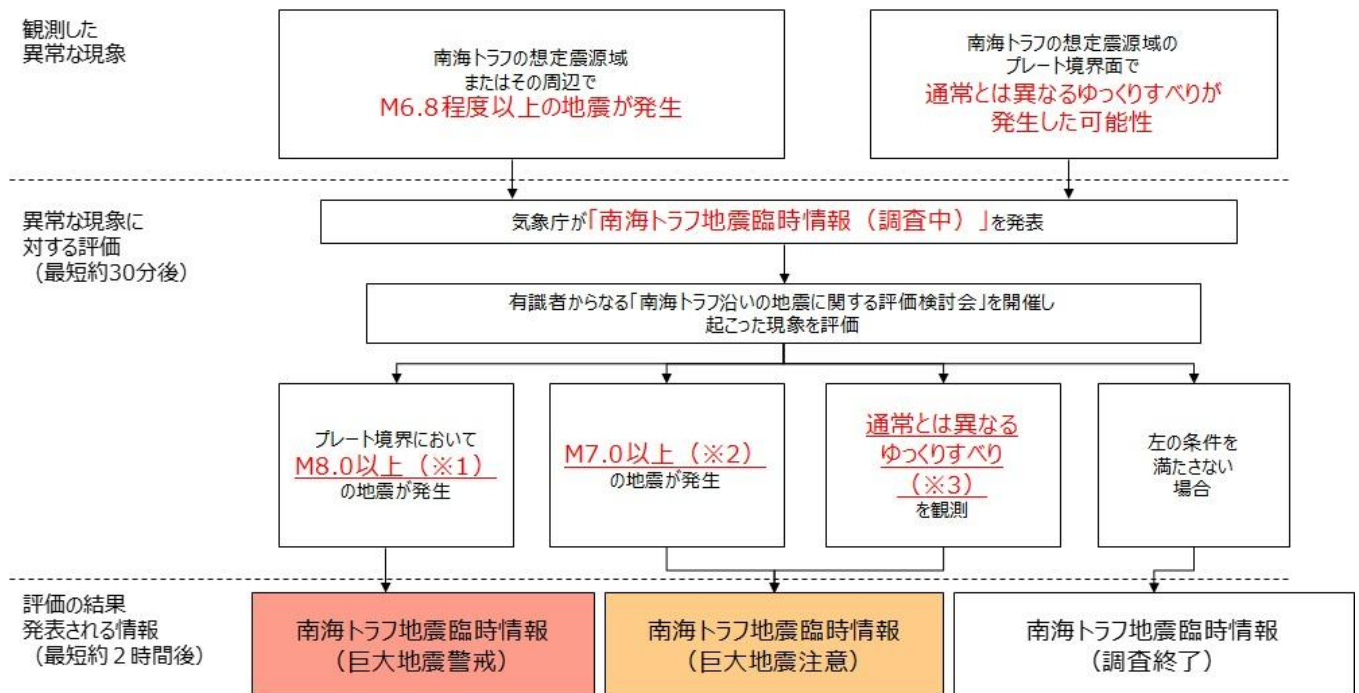
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

別紙

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
- ・ 通常通り教育活動を行う。
 - ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
 - ・ 後に発表される臨時情報（(2)のアからウ）に備え、情報収集を行う。
- (2) (1)の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合
- ア **南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**
- ・ 通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。
 - ・ 部活動や補習については実施しない。
 - ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
- イ **南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）**
- ・ 通常通り教育活動を行う。
 - ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
- ウ **南海トラフ地震臨時情報（調査終了）**
- ・ 通常通り教育活動を行う。

(2)のすべての段階において留意する事項

- ※ 地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行う。
- ※ 児童生徒等の下校にあたっては、児童生徒等の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させることも検討する。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）